

新規雇い入れ時の事故歴の把握及び乗務員教育の保存期間について

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令等の公布

(平成 21 年 10 月 1 日から施行)

●運転者に対する指導及び監督の記録の保存期間について

貨物自動車運送事業者が、運転者に対する指導監督を実施した際には、その内容を記録し、その記録を営業所において3年間保存しなければならないこととします。

●新規雇い入れ時の事故歴の把握について

貨物自動車運送事業者は、新たに雇い入れた運転者について、事故歴を把握した上で、特別な指導及び適性診断を確実に実施することとします。

※過去3年間の事故歴を運転記録証明等により把握し、その結果第一当事者となる事故を起こした事のある者と判明した場合は、事故惹起者の適性診断を受診し、特別教育を実施する。

※把握する事故は、事業用自動車によるものに限らないものとする。

詳しくはこちらまで ↓

<http://www.kuma-ta.com/2009.11.2.1.pdf>

※取り組みのポイントでも詳しく解説しております。